**障害者活躍推進計画**

**更別村教育委員会**

（令和２年３月作成）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | 更別村教育委員会 | |
| 任命権者 | 更別村教育委員会教育長 | |
| 計画期間 | 令和２年４月１日～令和７年３月31日（５年間） | |
| 障害者雇用に関する課  題 | 更別村教育委員会は、事務局職員は、更別村からの出向による一般職常勤職員６名、一般職非常勤職員10名程度であり、学校給食センターは、一般職常勤職員２名(内１名は北海道派遣職員)、一般職非常勤職員６名程度となっている。  一般職常勤職員の全ては、更別村からの出向、北海道派遣の職員であり教育委員会により募集・採用は行っていない。  一般職非常勤職員については、教育委員会で採用しているが、その多くは専門性を持った資格取得者である。 | |
| **目　　標** | | |
| １．採用に関する目標 | 一般職常勤職員については、更別村と連携のうえ障害者雇用の推進に努める。  一般職非常勤職員については、障害者雇用に限定した募集は行わないが、障がいがある方が応募された際は、採用に努める。 | |
| ２．定着に関する目標 | なし  ※雇用実績がないことから目標設定はしない。 | |
| **取組内容** | | |
| １．障害者の活躍を推進する体制整備 | | 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| ２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | | 障害者が活躍できる職務の選定及び創出に努めるとともに、更別村とともに障害者が活躍出来る職場づくりに努める。 |
| ３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | | 一般職非常勤職員の募集・採用に当たっては、以下の取り扱いは行わない。  ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。  ・自力で通勤できることといった条件を設定する。  ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を　設定する。  ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期　間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 |
| ４．その他 | | ○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・制作した物品の販売の促進に対する活動に協力する。  〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |